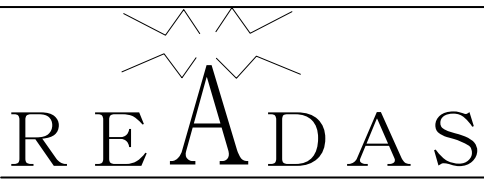


第 5015 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月 1日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 馬券の払戻金と課税

Q：競馬の払戻金の課税にかかる高裁の判決が出たようですが、どのようなこととなったのですか？

A：払戻金は雑所得、はずれ馬券の購入費は必要経費としました。

【解説】

本件裁判は、馬券の払戻金に係る所得が無申告であるとして所得税法違反の罪に問われた事案の控訴審です。

本件の裁判では、馬券購入行為から生じた所得は一時所得か雑所得か、はずれ馬券の購入費用が必要経費になるのかが争点となっていました。

判決では、次の理由により、一審と同様、馬券の払戻金に係る所得は雑所得に該当し、またはずれ馬券を含めた全馬券の購入費用等は必要経費として控除されると判断しました。

①一時所得か雑所得か

本件は、競馬予想ソフト等を利用して、馬券を機械的に網羅的に大量購入することを反復継続し、長期間を通じて利益を得ようとしていたものであり、購入金額や払戻金額も大規模なものであったと認められることから、所得税法に規定する「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」に該当し、雑所得であると判断しました。

②はずれ馬券の購入費用等

はずれ馬券を含む馬券の購入がなければ払戻金も得られなかったことを踏まえると、全馬券の購入費用等が払戻金を直接得るために直接要した費用に該当すると判断しました。

